

# 「所得税」「市県民税」の申告は正しくお早めに！



## 申告相談の日程

会場	開催日	時間
八鹿文化会館 展示館	2月18日(月) ～ 3月15日(金) ※土・日・祝日は除きます。	午前9時 ～午後4時30分  ※正午～午後1時は除きます。
養父公民館 農業技術研修室		
大屋公民館 研修室		
工イドホール 農林研修室		

※今年から和田山税務署の出張相談はありません。市役所職員のみでの相談となります。  
また、e-Taxで提出可能なパソコンも設置してありませんのでご了承ください。

### 年金受給者のための事前申告相談のご案内

日時／ 2月7日(木)・8日(金) 午前10時～12時、午後1時～4時  
場所／ 八鹿公民館2階 大会議室  
※譲渡所得・事業所得(農業含む)・不動産所得のある人の申告相談は、行ってありません。

### 確定申告をしなければならぬ人

- ▼個人で事業を営んでいる人や不動産収入がある人
  - ▼給与を1カ所から受けている人で、給与や退職金以外の所得の合計が20万円を超える人
  - ▼給与を2カ所以上から受けている人
  - ▼年金所得者のうち公的年金の収入金額が400万円以上の人
  - ▼年金所得者のうち公的年金以外の所得が20万円を超える人
  - ▼不動産や株などの資産を譲渡した人
- ※これ以外にも必要な場合があります。

### 確定申告をすることで所得税が還付される人

- ▼年の途中で退職したため年末調整をされていない人
  - ▼医療費控除や寄付金控除、住宅借入金特別控除などを受けられる人
  - ▼年末調整をした時に生命保険料などを申告されなかった人
- ※内容によっては還付の対象にならないこともあります。

### 申告相談に必要なもの

- ▼市県民税申告書・所得税確定申告書(税務署から送付のあった人)
- ▼印鑑

所得税の確定申告と市県民税の申告の相談および申告書の受付を、2月18日(月)から3月15日(金)まで行います。  
確定申告をしなければならない人や還付を受けることができず、年末調整を受けられなかった人などは、お早めに申告書を提出してください。申告相談もお受けいたします。

- ▼給与・年金の源泉徴収票または、給与支払者の証明書
- ▼生命保険料、地震保険料、社会保険料などの控除を受けられる人は、その控除証明書
- ▼医療費控除を受けられる方は、医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書
- ※領収書は医療費控除の専用様式を用いて事前に整理、集計してください。
- ▼営業・農業・不動産所得のある方は収入や経費を項目ごとに集計しておいてください。
- ▼還付申告の方は還付金の振込口座が分かるものをお持ちください。
- ※各種用紙などは、市役所税務課、各地域局窓口にありますので、事前に準備をお願いします。

# 申告の相談および受付は『2月18日(月)～3月15日(金)』

## 市県民税申告書の 送付と提出

### ■申告書の送付について

平成25年1月1日現在で養父市に住民票がある18歳以上の人につきましては、市県民税の申告書を送付します。

※市県民税が給与からの引き落としとなっておられる人で給与所得のみの人、および青色申告をされている人につきましては送付しません。

### ■申告書の提出について

収入や経費、控除などの必要事項を記入し、記名、捺印の上提出ください。

- ・提出期限／3月15日(金)
- ・提出先／市役所税務課または各地域局

収入の無かった人につきましても必要事項を記入の上申告書を提出してください。

申告の無い場合は、所得証明発行が出来なくなるだけでなく、国民健康保険税等の低所得世帯における軽減措置が受けられなくなります。

## 平成24年分所得税および 平成25年度分市県民税の 主な改正点

### ■生命保険料控除の改正

平成24年所得税および平成25年度市県民税分より生命保険料控除の改正がありました。

平成24年1月1日以降に締結された保険契約(以後、新契約という)と、平成23年12月31日以前に締結された保険契約(以後、旧契約という)に分けられ、新契約については「介護医療保険料控除」が新設されました。

### ▼生命保険料控除の計算方法

【旧契約】これまでの計算方法により控除額を算出します。  
【新契約】計算方法が新しく定められておりますので、詳しくは下表を参照してください。

### お問い合わせ

市役所税務課  
(☎662・3164)  
和田山税務署  
(☎672・3171)

(1) 新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)のみ控除対象とする場合の控除額

■一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除ごとに以下の計算を行う。

【所得税】 全体の控除限度額は12万円

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

【市県民税】 全体の控除限度額は7万円

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

(2) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)のみ控除対象とする場合の控除額

■一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除ごとに以下の計算を行う。

【所得税】 全体の控除限度額は10万円

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

【市県民税】 全体の控除限度額は7万円

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

(3) 新契約と旧契約の双方を控除対象とする場合の控除額

■一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除ごとに以下の計算を行う。

【所得税】 全体の控除限度額は12万円

控除額
新契約と旧契約の双方に加入 (1)に基づき算定した新契約の控除額と(2)に基づき算定した旧契約の控除額の合計額(最高4万円)

【市県民税】 全体の控除限度額は7万円

控除額
新契約と旧契約の双方に加入 (1)に基づき算定した新契約の控除額と(2)に基づき算定した旧契約の控除額の合計額(最高2万8千円)